

9月1日から 下水道使用料を値上げします

平成5年度の供用開始から13年間据え置いた下水道使用料を9月1日から約11.1%引き上げることになりました。

これは、快適な生活環境を支える下水道の整備及び施設維持管理を行うため、下水道財政の健全化を図ることを目的としています。

使用料改定の背景

町では、下水道事業を重要施策として推進した結果、現在では、約76%という高い普及率を達成しています。これにより、国民の最低限の基準である下水道施設を短期間で多くの方々に利用いただくことができ、町内の水辺環境の改善に大きく貢献したことに由来し、「水は貴重な資源」とい

う認識も広く定着したといえます。

しかしこの反面、近年の人口の減少、核家族化の加速等を背景とした節水型社会の到来により、使用者一人当たりの下水使用水量は、年々、減少する傾向にあります。

平成17年度に下水道整備期間等の更新を行うため見直した「公共下水道事業計画（全体計画）」では、事業計画策定当初の認可水量（全町における下水道使用水量）が、約二分の一に減少したため、下水道財政についても根本から見直さなければならなくなりました。

下水道財政の概要

下水道事業の経費につい

全体計画の認可水量（日最大）

当初（昭和63年度策定）
19,600m³/日



変更後（平成17年度）
10,320m³/日

※本町の下水処理の計画の見直しは、近隣市町を含む流域関連の処理となるため、流域を総括する広島県の主導のもとに行われます。

ては、かかる経費の約二分の一が国庫補助金、それ以外の経費のほとんどは町債（町の借金）により賄われるため、償還金（借金の返済額）は、年々増加し、今後支払わなければならない未償還金の総額は約88億円（平成17年度決算見込み額・元金、利子の合計）にのぼっています。これは、毎年度約5億円弱程度で返

平均使用水量20³m³当り使用料改定率11.1%
皆さまのご理解とご協力をお願いします

済していかねばなりません。

年々増加する償還金は、低利で有利な町債である資本費平準化債（供用開始後15年以内の未利用施設部分に係る町債利息相当額を借り入れることができる町債）制度を利用し対応しています。

資本費平準化債借入見込み額

（平成18年度～平成21年度）

認可水量 変更前 517百万円



認可水量 変更後 420百万円

今後3年で97百万円の減額

しかし、先の公共下水道全体計画の見直しに伴う認

可水量の大幅な減少により、この資本費平準化債も大きく減額することとなりました。

公営企業となる下水道事業は、事業の性質上、能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみで支出を賄うことが困難となった場合、自治体の判断により、一般会計繰入金（町税等の収入金）の充当をもつて健全な経営ができることになっていきます。

本町においても下水道の早期整備を目標に、毎年度、高資本を投入し能率的な事業を展開していますが、普及率が約76%という状況下の下水道使用料等収入では、その全ての経費を賄うことはできません。

このため、起債償還が本

格化する中、公的資金である資本費平準化債が大きく減少するため、当面の資金調達は、一般会計繰入金に頼らざるを得ないものとなります。

しかし、一般会計繰入金が毎年増加していく状態は、その性質上公平性を欠くものとなります。(一部地域の使用者を対象とした下水道事業の充当は、下水道を使用しない住民の方々にとっては大変不利益なものとなります。)

**一般会計繰入金(町税等の収入金)の推移
(現行使用料からの見込み額)**

平成15～17年度 1,043百万円
 平成18～20年度 1,083百万円(+40百万円)
 平成21～23年度 1,126百万円(+43百万円)

町債償還元利金等の増加により、一般会計繰入金は、年々増加する傾向にあります。

下水道使用料の改定

以上のことから、今後の下水道事業の基幹収入となる下水道使用料については、当面、一般会計からの

改定後の使用料(金額は税込み)

- 下水道改定率 **11.1%** (20m³当り使用料)
- 基本使用料 945円 → **1,050円**
- 一般家庭1月当り平均排水量(20m³) 2,362円 → **2,625円**
- 下水道使用料の適用時期 **平成18年9月1日～**

●使用料改定率表(基本水量、従量単価:税込み)

区分	現行 (円/m ³) (A)	改正後 (円/m ³) (B)	改定率 (B/A) -1*100(%)
基本使用料	945	1,050	11.11
10m ³ を超え20m ³ まで	141	157	11.11
20m ³ を超え30m ³ まで	157	173	10.00
30m ³ を超え50m ³ まで	173	189	9.09
50m ³ を超え100m ³ まで	189	204	8.33
100m ³ を超え200m ³ まで	204	220	7.69
200m ³ を超え500m ³ まで	220	236	7.14
500m ³ を超え1000m ³ まで	241	262	8.70

●1月当り使用料改定率表(基本水量、従量単価:税込み)

区分	現行 (円/m ³) (A)	改正後 (円/m ³) (B)	差額 (円/m ³) (B-A)
基本使用料(10m ³)	945	1,050	105
20m ³	2,362	2,625	263
30m ³	3,937	4,357	420
50m ³	7,402	8,137	735
100m ³	16,852	18,374	1,522
200m ³	37,327	40,424	3,097
500m ³	103,477	111,299	7,822
1000m ³	224,227	242,549	18,322

繰入金の増加を若干抑制し、今後6年間対応できる額に改定することにいたしました。

改定した下水道使用料については、基本使用料が現在の945円(税込み)から1050円増額した1千500円(税込み)に、また、本町の1世帯当たり平均排水量である20m³では、現行の2千362円から263円増加した2千625

円となりました。

この改定後の使用料の適用時期については、9月請求分から適用することとなりますが、それまでの間の使用料については、現行の使用料が適用されますのでご理解のほどよろしくお願いたします。

なお、改定使用料の適用となる9月までの間、複雑な下水道財政等の詳細につ

いて記事の掲載を予定しています。

また、詳しい内容については、下水道課普及係までお問い合わせください。

問合せ先
下水道課 普及係

820 5609

(下水道課)